

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年4月25日
【事業年度】	第15期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）
【会社名】	株式会社T O K Y O B A S E
【英訳名】	T O K Y O B A S E C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役C E O 谷 正人
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目11番13号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 中水 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目11番13号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 中水 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	-	15,247,308	14,673,932	17,618,447	19,181,858
経常利益 (千円)	-	1,291,040	209,687	1,082,081	265,467
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失() (千円)	-	933,174	112,490	762,741	539,521
包括利益 (千円)	-	932,251	103,759	769,297	535,691
純資産額 (千円)	-	5,875,281	3,218,923	5,904,592	5,366,366
総資産額 (千円)	-	10,603,301	7,556,924	11,547,922	11,195,631
1株当たり純資産額 (円)	-	123.54	75.44	128.59	116.83
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	-	19.65	2.44	17.15	11.76
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	-	19.50	-	16.64	-
自己資本比率 (%)	-	55.3	42.5	51.1	47.9
自己資本利益率 (%)	-	17.1	2.5	16.8	9.6
株価収益率 (倍)	-	19.19	-	26.24	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	1,328,712	138,922	883,901	64,414
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	512,125	878,871	1,592,814	730,895
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	717,985	2,795,656	1,222,406	3,825
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	6,143,021	2,605,711	3,145,275	2,504,646
従業員数 (人)	-	264	285	289	253
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(78)	(122)	(182)	(228)

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 第13期、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 2021年5月26日開催の第13期定時株主総会決議により、決算期を2月末日から1月31日に変更しました。第14期は、決算期変更により2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヶ月間となっております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	13,953,648	15,139,396	13,997,146	15,069,765	17,214,022
経常利益 (千円)	1,410,710	1,385,064	349,125	891,595	1,119,378
当期純利益 (千円)	966,301	1,028,933	102,333	594,092	735,772
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	404,381	409,658	409,874	564,537	564,537
発行済株式総数 (株)	47,254,800	47,626,800	47,662,800	48,493,800	48,493,800
純資産額 (千円)	5,100,178	5,998,914	3,548,649	6,059,113	6,792,352
総資産額 (千円)	8,564,732	10,694,744	7,765,711	10,118,553	11,296,135
1株当たり純資産額 (円)	106.90	126.15	83.19	131.96	147.92
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	2.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	20.49	21.67	2.22	13.36	16.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	20.16	21.51	2.18	12.96	15.81
自己資本比率 (%)	59.0	56.0	45.6	59.8	60.1
自己資本利益率 (%)	21.2	18.6	2.2	12.4	11.5
株価収益率 (倍)	44.31	17.40	321.43	33.69	25.06
配当性向 (%)	-	-	-	-	12.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	834,609	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	577,374	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	117,839	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,410,606	-	-	-	-
従業員数 (人)	196	256	278	279	250
(外、平均臨時雇用者数)	(83)	(74)	(86)	(94)	(119)
株主総利回り (%)	64.3	26.7	50.6	31.9	28.6
(比較指標：配当込みTOPIX)	(92.9)	(89.6)	(113.2)	(117.5)	(125.8)
最高株価 (円)	1,535	1,073	725	833	478
最低株価 (円)	469	377	201	416	238

- (注) 1 . 第11期から第14期までの1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載して
りません。
- 2 . 第11期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社が存在しないため、記
載していません。
- 3 . 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動に
よるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現
金及び現金同等物の期末残高は記載していません。
- 4 . 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ
以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 5 . 2021年5月26日開催の第13期定時株主総会決議により、決算期を2月末日から1月31日に変更しました。
第14期は、決算期変更により2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヶ月間となっております。
- 6 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用してお
り、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	変遷の内容
2008年12月	株式会社STUDIOUSを設立(資本金300万円)
2009年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 原宿本店」及び「STUDIOUS ONLINE STORE」の譲受により、STUDIOUS事業開始
2010年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 新宿店」を譲受、これをもって全STUDIOUS店舗を取得し事業譲受が完了
2015年3月	UNITED TOKYO業態を開始
2015年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2016年6月	商号を株式会社TOKYO BASEに変更
2016年9月	香港に100%子会社「TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.」を設立
2017年2月	東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更
2017年6月	有限会社ロスチャイルド(現:株式会社FACTOTUM)の株式49%を取得し、持分法非適用関連会社化
2018年6月	株式会社FACTOTUMの株式45.6%を売却し、非関連会社化
2018年9月	PUBLIC TOKYO業態を開始
2019年3月	「東百国際貿易(上海)有限公司」を中国に設立 (当社の100%子会社「TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.」の100%子会社)
2019年8月	中国本土初進出となる「STUDIOUS TOKYO 上海店」を上海新天地に出店 香港の尖沙咀地区に「UNITED TOKYO K11店」および「PUBLIC TOKYO K11店」を出店
2020年9月	株式会社FACTOTUMの全株式を同社に譲渡し資本業務提携を解消
2021年9月	A+ TOKYO業態を開始 THE TOKYO業態を開始
2021年11月	東京都渋谷区から港区へ本社を移転
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2023年1月	株式会社TOKYO BASEの期末店舗数69店舗、TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.の期末店舗数3店舗、東百国際貿易(上海)有限公司の期末店舗数25店舗、連結合計の期末店舗数97店舗

3【事業の内容】

当社グループは、衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売事業を主な事業として取り組んでおります。当社グループは、「日本発を世界へ」という企業理念により、日本国内のTOKYOブランドに特化した次世代セレクトショップ「STUDIOUS」およびALL MADE IN JAPANにこだわった「コンテンポラリーモード」ブランド「UNITED TOKYO」、ALL MADE IN JAPANにこだわった「コンテンポラリーカジュアル」ブランド「PUBLIC TOKYO」、ALL MADE IN JAPANにこだわった「アクティブ」ブランド「A+ TOKYO」、TOKYOブランドを世界へ発信するハイエンド型セレクトショップ「THE TOKYO」の運営を行っており、「STUDIOUS」および「THE TOKYO」においては取扱う商品全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品であり、「UNITED TOKYO」、「PUBLIC TOKYO」および「A+ TOKYO」においては全てが日本国内で生産されたオリジナル商品であります。

なお、当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、実店舗・インターネット販売について記載しております。

(各業態の特性)

	STUDIOUS	THE TOKYO	UNITED TOKYO	PUBLIC TOKYO	A+ TOKYO
コンセプト	TOKYOブランドを世界に発信するトレンド型セレクトショップ	TOKYOブランドを世界へ発信するハイエンド型セレクトショップ	ALL MADE IN JAPANにこだわったコンテンポラリー「モード」ブランド	ALL MADE IN JAPANにこだわったコンテンポラリー「カジュアル」ブランド	ALL MADE IN JAPANにこだわった「アクティブ」ブランド
ターゲット年齢層	20～30代のファッション感度の高い若い世代をターゲット	30～50代の大人をターゲット	20～40代の広い世代をターゲット	20代～40代の広い世代をターゲット	20～40代の広い世代をターゲット
取扱商品	「ブランド商品」の構成比率は70%程度	「ブランド商品」の構成比率は70%程度	全商品が「オリジナル商品」且つ日本製高品質・高原価率	全商品が「オリジナル商品」且つ日本製高品質・高原価率	全商品が「オリジナル商品」且つ日本製高品質・高原価率

(商品の分類)

ブランド商品	<p>ブランド商品は、当社グループのバイヤーが日本国内のファッションブランドより買い付けた商品であります。STUDIOUS業態及びTHE TOKYO業態店舗で取扱いしております。</p> <p>(取り扱いブランドの一例)</p> <p>「JUNYA WATANABE COMME des GARÇONS MAN」、「MIHARA YASUHIRO」、「AMERI」、「CULLNI」、「N.HOOLYWOOD」、「muller of yoshiokubo」、「CLANE」、「beautiful people」、「UNDERCOVER」、「LAD MUSICIAN」、「SOPH.」、「SHAREEF」、「AKIRA NAKA」、「TOGA PULLA」、「CINOH」、「JOHN LAWRENCE SULLIVAN」、「Yohji Yamamoto」</p>
オリジナル商品	<p>オリジナル商品は、当社グループの商品企画担当者が、国内縫製メーカー等と連携し、当社グループ独自の商品として販売するものであります。実際に店舗でお客様と接する店舗スタッフの意見を取り入れ、試作を行いながら製作しております。</p> <p>商品は、UNITED TOKYO業態店舗向けのもの、PUBLIC TOKYO業態店舗向けのもの、A+ TOKYO業態店舗向けのもの3種類に分けられます。</p>

(1) 実店舗販売

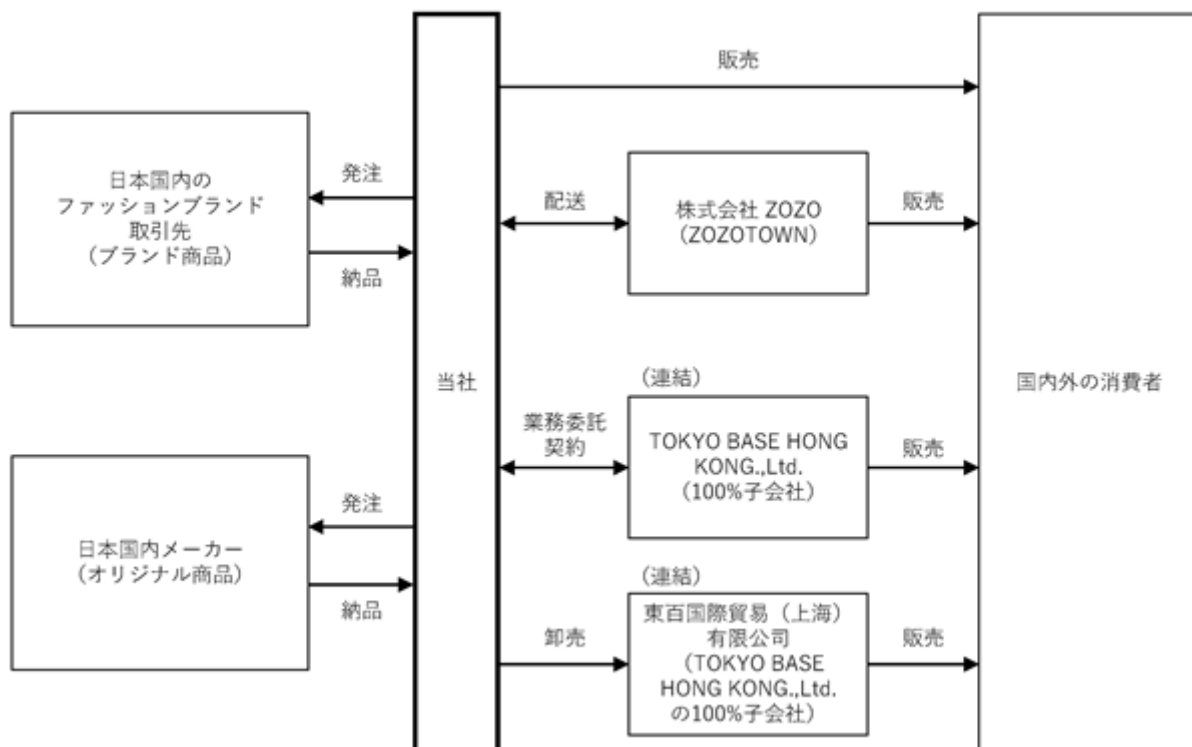
当社グループは2023年1月末現在、国内では東京・原宿や大阪・南堀江等に、落ち着いた雰囲気でお客様に買い物を楽しんでいただける路面店を9店（STUDIOUS業態6店、UNITED TOKYO業態1店、PUBLIC TOKYO業態1店、THE TOKYO業態1店）お客様が足を運びやすい大都市圏ファッションビルに入居するビルイン店を49店（STUDIOUS業態21店、UNITED TOKYO業態12店、PUBLIC TOKYO業態9店、A+ TOKYO業態4店、THE TOKYO業態3店）を展開しております。また、海外では香港に3店（STUDIOUS業態1店、UNITED TOKYO業態1店、PUBLIC TOKYO業態1店）、中国に25店（STUDIOUS業態12店、UNITED TOKYO業態8店、PUBLIC TOKYO業態5店）を展開しております。

当社グループの店舗スタッフは販売に加え、店舗独自の販促企画等店舗運営、ブランド展示会に出向いての仕入商品選定、及びオリジナル商品企画担当者を交えて本部で行われる商品企画にも関わっております。

(2) インターネット販売

当社グループは2023年1月末現在、自社直営Webサイト「STUDIOUS ONLINE STORE」、 「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、 「PUBLIC TOKYO ONLINE STORE」、 「A+ TOKYO ONLINE STORE」、 「THE TOKYO ONLINE STORE」を5店舗の他、国内では「ZOZOTOWN」に「STUDIOUS MENS ZOZOTOWN」、 「STUDIOUS WOMENS ZOZOTOWN」、 「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」、 「PUBLIC TOKYO ZOZOTOWN」、 「A+ TOKYO ZOZOTOWN」、 「THE TOKYO ZOZOTOWN」の6店舗を展開しております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は所有割合	関係内容
(連結子会社) TOKYO BASE HONG KONG., Ltd. (注1)	中国 香港特別行政区	10百万香港ドル	アパレル関連事業 衣料品等の小売	100.0%	役員3名兼任
(連結子会社) 東百国際貿易(上海)有限公司(注1)(注2)	中国 上海市	21百万人民元	アパレル関連事業 衣料品等の小売	100.0% (間接所有)	役員3名兼任

(注1) 特定子会社に該当します。

(注2) 東百国際貿易(上海)有限公司については、売上高(連結相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の100分の10を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

名称	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
(連結子会社) 東百国際貿易(上海)有限公司	2,061,661	922,622	1,344,004	823,330	2,636,574

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	253 (228)
合計	253 (228)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社グループは衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

3. 従業員数が前連結会計年度末に比し、36名減少しましたのは、退職による自然減によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
250 (119)	28.9	3.1	5,034

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループは衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

4. 従業員数が前事業年度末に比し、29名減少しましたのは、退職による自然減によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)会社の経営の基本方針

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業スローガンとして掲げ、企業理念「日本発を世界に発信するファッションカンパニーを創造するとともに、事業拡大を通じて、顧客、従業員、取引先、株主の幸せと夢を実現します」の達成に向けて行動しております。

この企業理念の下、当社では「全世界顧客感動」、「ファッションプロフェッショナル集団」、「Next Made in Japan」、「世界10大都市展開」、「最速売上1,000億円/EC売上500億円」の5つのVISIONを掲げ、商品力強化、店舗開発、サービス向上、人材育成、社会貢献をしていくことで、企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

(2)目標とする経営指標

当社グループでは目標とする経営指標を営業利益額と定め、持続的な成長と収益性の確保に努めてまいります。

(3)中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、TOKYOのリアルなモードスタイルを世界へ発信していくセレクトショップ「STUDIOUS」業態、「コンテンポラリーモード」ブランドの「UNITED TOKYO」業態、「コンテンポラリーカジュアル」ブランドの「PUBLIC TOKYO」業態、ALL MADE IN JAPANにこだわった「アクティブ」ブランド「A+ TOKYO」業態、TOKYOブランドを世界へ発信するハイエンド型セレクトショップ「THE TOKYO」業態の5つの業態を主軸とし、幅広いターゲットの顧客層に対し、日本品質のクリエイションを提供することにより、より多くの人々に日本発を世界へ発信してまいります。

また、香港及び中国をはじめ、海外市場の需要も取り込んでまいりたいと考えております。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内外でのアフターコロナにおける生活様式の変化、人口減少および少子高齢化、国内衣料品市場の成熟化による価格競争、インターネットを活用したD to Cにより業界新規参入の障壁が低くなっていることなど、競争の激化が進んでおります。このような環境のもと、下記の7点を今後の事業展開における、優先的に対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

サステナブル経営の推進

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業理念とし、日本製品、日本ブランドに特化することで国内各地の繊維産業のものづくり技術・文化の維持発展と、ファッションデザイナー・クリエイターの活躍の場の拡大に取り組んでおります。また、高原価率、高在庫回転を事業上の特徴としておりますが、これによりプロパー（定価）販売比率を高め最終製品の廃棄をゼロとすることで、環境負荷の軽減に貢献してまいります。

商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、マーチャндаイジング体制の拡充によって、商品選択の精度向上とプロパー消化率（注）の向上を図ってまいります。

なお、当社グループ開発のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることにより、高品質で付加価値の高い商品の開発を図ってまいります。質・量・価格ともに当社グループの事業規模拡大に対応できる仕入先の開拓、取引関係を強化することが課題であります。このため当社グループでは、工場に出向いて調査など、優良な仕入先の開拓を全社的に積極的に取り組んでおります。

また、機動的な仕入コントロールと販売施策の立案、実行を行う仕組みの運用強化により、在庫増加リスクと販売機会ロス削減のバランスをとりながら、鮮度が高く適量の品揃えを図るべく、取り組んでまいります。

（注）プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

中国事業の拡大

当社グループでは中国において2023年1月末日時点で実店舗24店舗展開しております。同国の広大な出店エリアに対応し、華北・華東・華中・華南の気候に応じた地域別MDの構築に取り組み、1店舗当たりの収益性を向上させつつ、新型コロナウイルス感染症からの回復状況を勘案し、今後の出店を検討してまいります。

また、同国における当社グループが展開する日本製の商品、サービスに対する評価は総じて高いと認識しており、同国の消費需要を取り込んでまいります。

インターネット販売の強化

当社グループのインターネット経由の売上の、2023年1月期の国内事業における割合は28.8%と同業他社と比べて高い水準にあります。オリジナル商品が全て日本製であるため、柔軟且つ迅速に商品を供給できることがインターネット販売比率の高さの一因であります。

また、コロナ禍でのお客様の生活様式の変化に伴い、インターネット販売の需要が高まるとともに一層のサービスレベルの向上が求められると認識しており、引き続き自社オンラインストアの強化、システムの見直し、お客様の利便性を向上するサービスの実装、優秀な人材配置、販促活動の強化による顧客化推進等に取り組んでまいります。

戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地について商圈規模、立地条件ならびに賃料条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する国内および海外の大都市圏を中心に出店を進めていく方針であります。引き続き国内および海外主要都市の優良デベロッパーとの関係強化および物件・テナント情報の収集を継続し、優良な出店場所の確保に注力してまいります。

人材の確保と育成

衣料品販売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識および顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要です。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて国内外での人材採用・育成を推進し、サービスの向上と営業力強化に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡充を行う方針であります。

M&Aの検討と実施

当社グループは、永続的に高い成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。アパレル業界は消費低迷や消費者の審美眼の厳格化から、競争力の弱い一部の企業においては、販売不振に陥っています。今後の業界再編の中で、本業の不振、後継者不足から企業そのもの、もしくはブランドを手がける子会社、事業を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社グループの強みを発揮しその価値を高めることができるケースが存在することから、当社グループは優良かつ大型のM&Aの案件を発掘し、収益性を慎重に検討した上で、実施してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) マクロ経済の状況について

経済環境の変化は、顧客の購買力を変化させ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、中国をはじめとする海外各国の景気動向や為替相場の変動等は、海外在住の顧客の購買力を変化させ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) カントリーリスクについて

当社グループは中国本土及び香港において海外展開をしておりますが、予期しない法規制の変更や当社グループにとって不利益な影響を及ぼす政治的または経済的事象の発生、テロ・紛争・自然災害等による社会的混乱が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、出店国の各種リスクに対する情報収集を継続し、動向を注視しつつ対策を講じてまいります。

(3) 消費者嗜好の変化について

当社グループは、流行の影響を受けやすい、衣料品・服飾品を中心に商品展開を行っております。特に、当社グループは、日本国内の最先端TOKYOブランドに特化し、取扱う商品は全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品としており、こうした品揃えを支持するファッション感度の比較的高い顧客層を主体としております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化や新規参入企業による競合の激化等により、当社グループが顧客の嗜好や生活様式の変化に対応しきれない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、今後も商品力の強化や新業態の展開等により、顧客の嗜好と生活様式の変化に応えるとともに顧客層の拡大により、これらのリスク低減を図ってまいります。

(4) 天候等について

暖冬や冷夏、長梅雨、大雪、台風等、天候変化により、季節的商品の売れ行きに影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品の品質について

当社グループで取り扱う商品について、検品や商品管理の不備により、不適切な商品を販売してしまった場合、当社グループのブランドイメージが毀損する範囲は当社グループのみに留まらず、仕入先ブランドや入居する商業施設等多方面にわたります。これにより、お客様はじめ取引先への賠償や違約金の支払いが生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのオリジナル商品は日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることで、他社に比べた品質の優位性を訴求しております。しかし、万一生産委託先において、生産国の虚偽表示があった場合、当社グループのブランドイメージを毀損し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、検品及び商品管理体制の強化、生産委託先への法令遵守徹底の申し入れと管理強化により、これらのリスク低減を図ってまいります。

(6) 特定の企業が運営する商業施設への出店集中等について

当社グループはターミナル駅への出店戦略として、同一地域内でトップクラスの集客力を持つ商業施設に出店する方針としております。これに伴い、特定の企業グループが運営する商業施設への出店が集中しております。現時点においてこれに該当する店舗の集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、店舗物件で当社グループの出店条件に合致した物件がない等により、計画通りに出店できない場合には、計画通りの売上高が計上できない可能性があります。また、商業施設の集客力低下等の既存店舗立地環境の変化等により収益性が低下して退店が必要となった場合には、計画通りの売上高が計上できないことに加えて、固定資産の減損損失等を計上する可能性があります。更に、今後の出店先の経営方針の変更により、当社グループが営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、国内での無理な出店拡大を迫わず、海外の集客力の高い大都市への出店を併せて推進することでリスク低減を図ってまいります。

(7) 特定の企業が運営するオンラインモールでの売上依存度について

当社グループのインターネット販売売上の大部分が、特定の企業が運営するオンラインモールに出店した店舗の売上であります。現時点において、該当するオンラインモールの集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の出店先の経営方針の変更により、当社グループが営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては該当するオンラインモールの売上を維持しつつ、自社ECを強化することによって過度な依存状態を解消し、リスク低減を図ってまいります。

(8) 新規業態等について

当社グループは、ターゲット顧客層の拡大を目的に、新業態の立ち上げや海外展開等の取り組みを引き続き進めてまいります。当初想定していた成果を上げることができない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、事業計画に基づいた投資採算性進捗の管理を強化し、社内で設定する基準にしたがって不採算事業からの撤退を早期に判断することによって、これらのリスク低減を図ってまいります。

(9) 人材について

当社グループで手がける店舗では、社員が商品選定にも関与しており、店舗スタッフの業務は単なる販売オペレーションに留まるものではありません。また、当社グループでは付加価値の高い商品を取扱いに努めており、その為に必要な、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力は、一朝一夕に体得できるものではありません。また、商品企画担当者、バイヤー等、専門的業務に従事する従業員も多く、当社グループにとっては人材は重要な経営資源であります。このため、人材市場の需給が引き締まった場合や、当社グループにとって重要な人材が外部に流出した場合に、業容拡大の計画や営業活動に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充による従業員のモチベーション向上、研修制度を拡充等の施策を講じることで、優秀な人材の確保、定着を図ってまいります。

(10) 自然災害・事故等について

当社グループの事業拠点の周辺において地震・火災等の自然災害やテロ・デモ・騒擾行為等の人災や未知の感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が発生した場合、営業活動上支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの全店舗は都市部に立地しており、顧客の大部分は鉄道等公共交通機関を利用して来店します。このため、公共交通機関において、事故やストライキ、テロ等が発生し、来店客数が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット販売においては、回線障害等ブロードバンド環境や携帯端末を使ったインターネット接続環境が悪化もしくは中断された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、実店舗以外の販路として自社EC強化を図り、実店舗の顧客をECに誘導する等の施策を講じるとともに、それを支えるインフラの強化に取り組むことによって、これらのリスク低減を図ってまいります。

(11) 代表取締役CEO谷正人への依存の高さについて

当社グループの創業者であり、代表取締役CEOである谷正人は、当社グループの事業展開の方向性の決定や、海外も含めた出店戦略の決定等、当社グループの意思決定過程において重要な役割を果たしています。このため、谷が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、組織的な意思決定システムの構築や、マネジメントを担い得る人材の採用・育成により、谷個人への依存度を引き下げることでリスクを低減していく方針です。

(12) システムについて

当社グループは事業運営において、POSシステム、インターネット販売システム、会計システム等各種システムを使用しております。これらが万一機能不全に陥った場合、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、これらのリスク低減を図るべく、各種システム及び取引先の選定、見直しに取り組むことによって、これらのリスク低減を図ってまいります。

(13) 知的財産権について

当社グループでは国内外で商標権など知的財産権を所有しており、法令の定めに従って権利の保全に努めていますが、第三者による当社グループの権利の侵害により、企業・ブランドイメージの低下、商品開発の阻害を招いた場合には、当社グループの経営成績もしくは財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは第三者の知的財産権を侵害しないよう運営・管理を行っておりますが、万一第三者から損害賠償及び使用差し止め請求等が為され金銭の支払いが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報管理について

当社グループは営業活動上、個人情報を保有しております。個人情報漏洩防止の対策は万全を期しておりますが、万が一情報漏洩が起こった場合は、賠償責任の発生や信用失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制の強化について

当社グループは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、規模の拡大に伴った適切な組織体制の構築と人員の配置により、当該リスクの低減を図ってまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、2021年5月26日開催の第13回定時株主総会の決議により、決算期を従来の2月末日から1月末日に変更いたしました。

これにより、前連結会計年度が2021年3月1日から2022年1月31日までの11ヵ月間となったため、以下、連結会計年度の業績に関しましては、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の概況は次のとおりです。

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からワクチン接種、移動制限の緩和等により、国内の経済活動は一定の回復傾向にあるものの、国際情勢に関するエネルギーコストの上昇や物価の高騰から、企業活動や消費動向に影響を及ぼし不透明な状況にありますが、アフターコロナを前提に緩やかな回復に向かっております。

当社の属する衣料品小売業界におきましても、物価高や収入不安による節約志向の高まりから慎重な購買行動が続いている状況にあるものの、外出自粛の緩和やインバウンドの回復などに伴う来店客数が増加いたしました。

このような状況のもとで、当社は、自社オリジナルブランドの国内及び中国現地向けの商品開発や有力ブランドの獲得による商品力強化、育成環境の整備や優秀な人材の採用による営業力強化、MDの見直し及び業務効率化による自社EC強化、資金面においては新規借入れによる調達を進めてまいりました。

(連結経営成績)

(単位：千円)

	2023年1月期 連結会計年度 (自2022年2月1日 至2023年1月31日)
売上高	19,181,858
売上総利益	9,609,472
販売費及び一般管理費	9,394,440
営業利益	215,032
経常利益	265,467
税金等調整前当期純損失()	209,257
親会社株主に帰属する当期純損失()	539,521

当連結会計年度の経営成績は、売上高が19,181,858千円、売上総利益が9,609,472千円、販売費及び一般管理費が9,394,440千円、営業利益が215,032千円、経常利益が265,467千円、親会社株主に帰属する当期純損失が539,521千円となりました。

また、当連結会計年度末における財政状態は、資産合計は11,195,631千円、負債合計は5,829,264千円、純資産合計は5,366,366千円となりました。

(補足情報)

業態別売上高

(単位：千円)

	2023年1月期 連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
STUDIOUS	8,404,418
UNITED TOKYO	5,854,333
PUBLIC TOKYO	3,554,836
A+ TOKYO	658,899
THE TOKYO	681,370
TOKYO DEPARTMENT STORE	28,000
全社合計	19,181,858

.出退店及び店舗数

業態	2022年 1月末日現在	2022年2月1日～2023年1月31日				2023年 1月末日現在
		出店	退店	増減	(改装)	
STUDIOUS	42	4	3	1	(3)	43
UNITED TOKYO	24	3	3	-	(2)	24
PUBLIC TOKYO	16	4	2	2	(-)	18
A+ TOKYO	5	1	-	1	(-)	6
THE TOKYO	2	4	-	4	(-)	6
TOKYO DEPARTMENT STORE	1	-	1	1	(-)	-
全社合計	90	16	9	7	(5)	97

2022年2月1日～2023年1月31日の店舗展開については以下の通りです。

STUDIOUS業態

- 「STUDIOUS 原宿店」を改装
- 「STUDIOUS 南堀江店」を改装
- 「STUDIOUS MENS 池袋店」を移設改装
- 「STUDIOUS 上海店」を出店
- 「STUDIOUS 深セン HOUHAI HARBOUR店」を出店
- 「STUDIOUS TOKYO 南京万象天地店」を出店
- 「STUDIOUS 香港K11店」を出店
- EC展開の「STUDIOUS 得物店」を退店
- 「STUDIOUS TOKYO 上海店」を退店
- 「STUDIOUS TOKYO 香港店」を退店

UNITED TOKYO業態

- 「UNITED TOKYO 名古屋店」を移設改装
- 「UNITED TOKYO 横浜店」を移設改装
- 「UNITED TOKYO 北京朝陽大悦城店」を出店
- 「UNITED TOKYO 成都店」を出店
- 「UNITED TOKYO コレド日本橋店」を出店
- 「UNITED TOKYO 福岡店」を退店
- EC展開の「UNITED TOKYO T-MALL店」を退店
- 「UNITED TOKYO 北京ラッフルズ店」を退店

PUBLIC TOKYO業態

- 「PUBLIC TOKYO 丸の内店」を出店
- 「PUBLIC TOKYO 北京ラッフルズ店」を出店
- 「PUBLIC TOKYO 成都店」を出店
- 「PUBLIC TOKYO 深圳FUTURE DITY店」を出店
- EC展開の「PUBLIC TOKYO T-MALL店」を退店
- 「PUBLIC TOKYO 北京ラッフルズ店」を退店

A+ TOKYO業態

- 「A+ TOKYO 池袋店」を出店

THE TOKYO業態

- 「THE TOKYO 表参道店」を出店
- 「H THE TOKYO 阪急メンズ大飯店」を出店
- EC展開の「THE TOKYO 自社オンラインストア」を出店
- EC展開の「THE TOKYO ZOZO TOWN店」を出店

TOKYO DEPARTMENT STORE業態

- EC展開の「TOKYO DEPARTMENT STORE ZOZO TOWN店」を退店

この結果、当連結会計年度末における店舗数は、STUDIOUS業態が43店舗（内、ECが3店舗）、UNITED TOKYO業態が24店舗（内、ECが2店舗）、PUBLIC TOKYO業態が18店舗（内、ECが2店舗）、A+ TOKYO業態が6店舗（内、ECが2店舗）、THE TOKYO業態が6店舗（内、ECが2店舗）の合計97店舗となりました。

なお、実店舗は全86店舗となり、国内58店舗、海外28店舗となりました。

（注）連結対象である東百国際貿易（上海）有限公司の決算期末は12月であり、当社の決算期末の1月とは1ヶ月間異なりますが、それぞれの決算期末に合わせて出退店及び店舗数を記載しております。なお、東百国際貿易（上海）有限公司の2023年1月の出退店はUNITED TOKYO 武漢店が退店しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、2,504,646千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は64,414千円となりました。

収入の主な内訳は、減価償却費1,138,650千円、減損損失262,631千円、店舗解約損失211,889千円、支出の主な内訳は、税金等調整前当期純損失209,257千円、売上債権の増加額180,108千円、棚卸資産の増加額503,211千円、仕入債務の減少額207,673千円、法人税等の支払額448,952千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は730,895千円となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出761,632千円、差入保証金の差入れによる支出96,620千円、資産除去債務の履行による支出47,574千円であり、収入の主な内訳は差入保証金の回収による収入194,032千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は3,825千円となりました。

収入の主な内訳は、短期借入金の増加額1,100,000千円、長期借入れによる収入800,000千円、一方で長期借入金の返済による支出1,235,934千円、リース債務の返済による支出668,390千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 仕入実績

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
	仕入高	前年同期比(%)
衣料品販売事業(千円)	10,463,495	-
合計(千円)	10,463,495	-

c. 販売実績

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)	
	販売高	前年同期比(%)
衣料品販売事業		
実店舗販売(千円)	13,835,550	-
インターネット販売(千円)	5,289,006	-
その他(千円)	57,301	-
合計(千円)	19,181,858	-

(注) 1. 参考として販売経路ごとの内訳を記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比較して352,290千円減少し、11,195,631千円となりました。これは主として、売掛金が186,470千円、商品が538,229千円増加した一方で、現金及び預金が640,628千円、有形固定資産が258,451千円、差入保証金が118,711千円減少したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比較して185,934千円増加し、5,829,264千円となりました。これは主として、短期借入金が1,100,000千円増加した一方で、買掛金が154,629千円、1年内返済予定の長期借入金が385,522千円、未払法人税等が113,920千円、短期リース債務が83,885千円、長期借入金が50,412千円、長期リース債務が148,506千円減少したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比較して538,225千円減少し、5,366,366千円となりました。これは主として資本金564,537千円、資本剰余金863,306千円、利益剰余金5,273,731千円、自己株式1,361,785千円によるものです。

b. 経営成績

(売上高)

日本においては、新型コロナウイルス感染拡大による影響からワクチン接種、移動制限の緩和、インバウンド来店客数の増加等により一定の回復傾向にありますが、海外については、中国現地法人が年間を通して新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、直近では2022年12月のゼロコロナ政策解除後から2023年1月上旬にかけて感染者の爆発的な増加により来店客数が減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は19,181,858千円となりました。

(売上総利益)

売上総利益率は50.1%となりましたが、収益認識基準の影響を除いた売上総利益率は50.8%であり、プロパー販売が好調に推移したこと、プレセール期間の短縮や値引き率の抑制をいたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上総利益は9,609,472千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の国内においては新型コロナウイルス感染症の影響による実店舗の臨時休業が発生しなかったことに伴い、人件費等の特別損失計上及び地代家賃の減免措置がなかったこと、新規出店に伴う人件費、地代家賃、減価償却費、業務委託費及び支払手数料等の増加した一方で各種経費削減に取り組んでまいりました。中国事業については店舗賃料の減免交渉等による経費削減に尽力したものの、大きく利益を圧迫いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における販売費及び一般管理費は9,394,440千円、営業利益は215,032千円、売上高営業利益率は1.1%となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は109,654千円となりました。主な内容は為替差益及び助成金収入によるものです。

営業外費用は59,218千円となりました。主な内容は支払利息によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における経常利益は265,467千円となりました。

(特別損益、税金等調整前当期純利益、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損失は、474,725千円となりました。主な内容は中国現地法人の一部地域及び商業施設からの退店による減損損失及び店舗解約損失によるものです。

以上の結果、税金等調整前当期純損失は209,257千円、親会社株主に帰属する当期純損失は539,521千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源および資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

b. 資本の財源および資金の流動性に係る情報

当連結会計年度において運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主として出店に際する差入保証金及び店舗設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金を基本としており設備投資や長期運転資金、将来のリスクに備えた手許流動性を高めるための資金確保につきましては、金融機関からの長期借入等のデット性資金の調達を基本としております。

設備投資資金については既存株主の利益に配慮し当社株式の急激な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保しつつ、将来の業容拡大の機会に備えて積極的な事業投資を実施するための資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を検討してまいりました。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は3,647,283千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は2,504,646千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況

1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 3. 会計方針に関する事項」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しておりますが、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、特に重要と考えるものは以下のとおりであります。

(a) 商品の評価

当社グループは、商品の評価については、商品をブランド別・保有期間別に分類したうえで、将来の販売又は処分等による損失発生見込額を、当連結会計年度における赤字販売額の期首在庫に対する比率及び滞留在庫の販売消化率に基づき算定しております。滞留の判定においては、過去の販売実績等に基づき、保有期間が一定の期間内にある商品は営業循環過程にあると仮定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、2024年1月期以降も同感染症の影響が継続するものの、売上は一定程度回復するとの仮定を置いて見積りを行っております。

なお、今後の市場環境等の変化により、見積りに用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において追加の帳簿価額の切下げが発生する可能性があります。

(b) 固定資産の減損

当社グループでは、店舗資産については店舗を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合や閉店の決定があった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、店舗別の事業計画に基づいて算定しており、重要な仮定は将来の売上予測であります。なお、日本国内の店舗においては、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、2024年1月期においては、訪日外国人客の売上についても徐々に回復していくとの仮定を置いております。また、中国本土においてはゼロコロナ政策によるロックダウン及びゼロコロナ政策解除後の感染症拡大により、当連結会計年度は大きな影響を受けましたが、2024年1月期においては、同感染症の影響は一定程度あるものの、売上は回復していくとの仮定を置いております。

将来キャッシュ・フローの見積りの仮定には不確実性が伴うため、当初見込んでいた売上が得られなかった場合等、見積りの前提条件に変更があった場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は696,576千円（使用権資産を除く、無形固定資産を含む。）であり、その主な内容は、中国事業における実店舗9店の出店297,294千円、国内における実店舗7店の出店と6店の改装382,350千円、システム投資等16,932千円であります。なお、設備投資に要した資金は自己資金、デット・ファイナンスによっております。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社は衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
THE TOKYO 表参道店	79,119千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 深センHOUA IHARBER店	50,872千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 上海店	49,118千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 深セン万象天地店	45,343千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 丸の内店	44,428千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 名古屋店	42,675千円	店舗改装取得に係る投資等
H THE TOKYO 阪急 MENS大阪店	36,807千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 深センFUTURECITY店	36,469千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS MENS 池袋店	33,072千円	店舗改装取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 成都店	31,819千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 横浜店	31,311千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 原宿本店	30,058千円	店舗改装取得に係る投資等
UNITED TOKYO 成都店	29,749千円	店舗設備取得に係る投資等
A+ TOKYO 池袋店	29,151千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 北京朝陽大悦城店	27,156千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO ラッフルズ北京店	24,887千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 日本橋店	22,961千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 南堀江店	22,035千円	店舗改装取得に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 表参道店	2,572千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 香港店	1,877千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 3rd原宿店	1,550千円	店舗改装取得に係る投資等
STUDIOUS 2nd原宿店	1,056千円	店舗改装取得に係る投資等
自社ONLINE STORE	11,080千円	自社オンラインサイト開発に係る投資等
その他	11,401千円	店舗改装取得に係る投資等
合計	696,576千円	

(注) 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社グループは2023年1月末現在、国内に58ヶ所、海外に28ヶ所、インターネット上に11ヶ所の店舗を運営しております。以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2023年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本 社 (東京都港区)	事務所・物流拠点	151,151	19,361	28,742	199,255	65(9)
STUDIOUS業態 (国内)	店舗設備	423,009	15,588	10,388	448,985	78(53)
UNITED TOKYO業態 (国内)	店舗設備	284,642	8,706	8,685	302,033	45(42)
PUBLIC TOKYO業態 (国内)	店舗設備	214,316	11,104	6,404	231,826	31(29)
A+ TOKYO業態 (国内)	店舗設備	58,736	7,967	5,859	72,563	15(3)
THE TOKYO業態 (国内)	店舗設備	203,898	19,005	4,038	226,942	16(1)

(2) 在外子会社

2022年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
東百国際貿易(上海)有限公司	本社 (中国)	事務所・ 物流拠点	-	-	970	970	(13)
	STUDIOUS業態 (中国)	店舗設備	473,647	15,782	-	489,429	(58)
	UNITED TOKYO業態 (中国)	店舗設備	62,542	1,876	-	64,419	(32)
	PUBLIC TOKYO業態 (中国)	店舗設備	53,273	1,870	-	55,143	(19)
	合計		589,462	19,529	970	609,960	(122)

2023年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	STUDIOUS業態 (中国香港特別行政区)	店舗設備	1,721	247	-	1,968	3(-)
	UNITED TOKYO業態 (中国香港特別行政区)	店舗設備	10,725	400	-	11,125	5(-)
	PUBLIC TOKYO業態 (中国香港特別行政区)	店舗設備	11,441	408	-	11,850	3(-)
	合計		23,887	1,056	-	24,944	11(-)

(注) 1. 金額は帳簿価額であり、使用権資産及び建設仮勘定は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

4. 当社グループは、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年4月25日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	48,493,800	48,493,800	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない、当社におけ る標準となる株式であ ります。単元株式数は 100株であります。
計	48,493,800	48,493,800	-	-

(注1)「提出日現在発行数」欄には、この有価証券報告書提出日(2023年4月25日)の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注2)当社は東京証券取引所市場第一部に上場しておりましたが、2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所プライム市場となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年3月13日	2022年4月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3	取締役 2 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	20,000	20,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000 (注1)	普通株式 2,000,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233(注2)	408(注6)
新株予約権の行使期間	自 2020年3月31日 至 2030年3月30日	自 2022年4月21日 至 2027年4月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233 資本組入額 117 (注3)	発行価格 408 資本組入額 204 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）に108%を乗じた価格（小数点以下は切上げ）とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

7. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき
- 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2018年3月1日 (注) 1	31,399,200	47,098,800	-	400,265	-	384,265
2018年3月1日～ 2019年2月28日 (注) 2	156,000	47,254,800	4,116	404,381	4,116	388,381
2019年3月1日～ 2020年2月29日 (注) 2	372,000	47,626,800	5,277	409,658	5,277	393,658
2020年3月1日～ 2021年2月28日 (注) 2	36,000	47,662,800	216	409,874	216	393,874
2021年3月1日～ 2022年1月31日 (注) 2	831,000	48,493,800	154,663	564,537	154,663	548,537

(注) 1. 株式分割(1:3)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	18	47	67	33	8,385	8,560	-
所有株式数(単元)	-	85,380	7,008	68,348	48,351	244	275,495	484,826	11,200
所有株式数の割合(%)	-	17.61	1.45	14.10	9.97	0.05	56.82	100	-

(注) 自己株式2,627,418株は、「個人その他」に26,274単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2023年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
谷 正人	東京都港区	10,417,500	22.71
中水 英紀	東京都港区	6,349,500	13.84
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,790,200	12.62
株式会社MT Asset Management	東京都港区元麻布3丁目7-10	3,168,000	6.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,807,800	3.94
株式会社AAM	東京都港区北青山3丁目4番3号	1,764,000	3.85
株式会社K Asset Management	東京都目黒区青葉台1丁目7-14	1,731,400	3.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPR DAC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,069,597	2.33
JP MORGAN CHASE BANK 380621 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	711,200	1.55
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360(東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	674,200	1.47
計	-	33,483,397	73.00

(注)1. 2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント他共同保有者1名が2020年4月15日現在で1,397,700株を所有している旨が記載されているものの、当社グループとして2023年1月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数 (株)	株券等 保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,085,600	2.28
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	312,100	0.66
計		1,397,700	2.93

2. 2021年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2021年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社グループとして2023年1月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	4,571,200	9.53
計		4,571,200	9.53

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,627,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,855,200	458,552	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 11,200	-	-
発行済株式総数	48,493,800	-	-
総株主の議決権	-	458,552	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 TOKYO BASE	東京都港区南青山三丁目 11番13号	2,627,400	-	2,627,400	5.42
計	-	2,627,400	-	2,627,400	5.42

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬における譲渡制限期間中の役員退任に伴う無償取得によるものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当連結会計年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,627,418	-	2,627,418	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年2月1日から有価証券報告書提出日(2023年4月25日)までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。

配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については定時株主総会であります。

当社は、取締役会の決議によって毎年7月31を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、上記方針及び業績動向等を総合的に勘案した結果、1株当たり2円となります。内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2023年4月25日 定時株主総会決議	91,732	2

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発を世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。このような考え方にに基づき、当社は、2017年5月26日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の体制は提出日現在で次のとおりとなっております。

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役CEO 谷正人を議長として、取締役CFO 中水英紀、取締役 高木克、社外取締役 佐々木陽三朗、社外取締役 徐進、社外取締役 松本高一の取締役6名（うち3名は社外取締役）で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。取締役会においては、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、必要の都度、臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせ等を行っており、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員3名で構成され、委員長は常勤の監査等委員が務め、毎月1回および必要に応じて随時開催してまいります。

監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負っております。なお、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

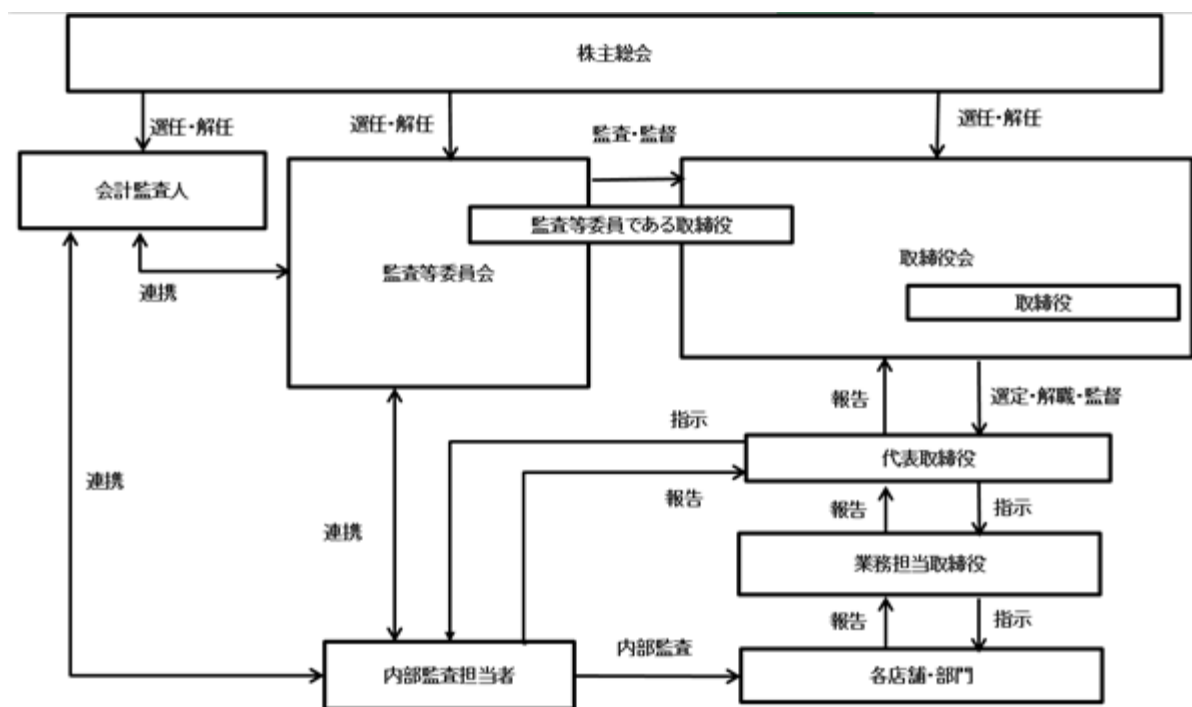
c. 会計監査人

当社は、会計監査人として、三優監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

d. 内部監査担当者

当社は代表取締役CEO直轄で内部監査担当者5名（管理部4名、事業部1名）を選任しております。当該担当者が年間計画及び代表取締役CEOからの指示に基づいて内部監査を実施し、代表取締役CEOに報告しております。当該担当者は監査結果を受け被監査部門に監査結果及び改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。また、当該担当者は随時、監査等委員及び会計監査人と連携し情報共有しております。

有価証券報告書提出日（2023年4月25日）現在における、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第399条の13第1項第1号八及び会社法施行規則第110条の4（2017年5月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する前においては第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条）に基づき、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役に於いて決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- (2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員である取締役の監査を受け、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。
- (5) 取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- (6) 代表取締役CEO直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- (4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行・財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、子会社の業務の適正を図るなど、企業集団としての業務の適正を確保するための体制をとる。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

ト．監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

チ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (4) 報告を受けた者は、報告を行ったものが不利な扱いを受けることが無いように注意する。

リ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
- (2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

ヌ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には法令に従い社外取締役を含み、対外透明性を確保する。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- (4) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (5) 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

ル．反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

2．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、法令等の施行に合わせて適時規程を制定・改訂し、リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価しています。当該リスクの重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図っております。

3．役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び第9回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備すること、及び有用な人材を迎えることができるようにすることを目的とするものであります。

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4．取締役の定数及び選任の決議要件

当社の監査等委員でない取締役は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

5．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

6．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	谷 正人	1983年10月12日生	2006年4月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2007年4月 同社 事業部長 2008年12月 当社設立 代表取締役CEO就任(現任) 2016年9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任(現任) 2019年3月 東百国際貿易(上海)有限公司 執行董事就任(現在) 2021年10月 東百国際貿易(上海)有限公司 董事就任(現在)	(注)3	10,417,500
取締役 CFO 管理本部長	中水 英紀	1968年11月20日生	1991年4月 日本アセアン投資(現:日本アジア投資)株式会社入社 2004年12月 株式会社ノバレーゼ入社 2008年10月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2008年12月 当社設立 取締役CFO就任(現任) 管理本部長就任(現任) 2016年9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任(現任) 2019年3月 東百国際貿易(上海)有限公司 監事就任(現在)	(注)3	6,349,500
取締役	高木 克	1973年6月26日生	1996年4月 株式会社ワールドテキスタイル(現ワールド)入社 2005年9月 世界時装(中国)有限公司出向 経営企画室長就任 2012年9月 株式会社ポイント(現ダストリア)入社 2012年10月 方針(上海)商貿有限公司出向 華北地区総経理就任 2014年2月 ADASTRIA KOREA CO.,Ltd.出向 取締役社長就任 2016年4月 方針(上海)商貿有限公司出向 董事総経理就任 2019年4月 当社入社 2020年1月 東百国際貿易(上海)有限公司 董事総経理就任 2020年6月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任(現任) 2021年10月 東百国際貿易(上海)有限公司 執行董事就任(現任) 2022年4月 当社取締役就任(現任)	(注)3	5,000
取締役 (監査等委員)	佐々木 陽三朗	1971年11月5日生	1994年4月 日本アジア投資株式会社入社 2000年4月 株式会社シノックス入社 2001年4月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2004年1月 株式会社アートフードインターナショナル入社 2004年6月 株式会社レインズインターナショナル入社 2011年4月 中小企業診断士登録 2014年5月 当社常勤社外監査役就任 2017年5月 当社社外取締役常勤監査等委員就任(現任) 2018年8月 事業承継コンサルティング株式会社取締役就任	(注)4	18,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	徐 進	1968年7月25日生	1995年4月 三菱電機株式会社入社 1996年6月 株式会社クロスウェイ入社 2000年4月 株式会社アクセスポート (現:JWord株式会社)入社 2003年3月 有限会社泰進設立 代表取締役就任 2007年2月 株式会社エスプール 常勤監査役就任(現任) 2010年2月 株式会社エスプールヒューマンソ リューションズ監査役就任 (現任) 2010年6月 株式会社わーくはびねす農園 (現:株式会社エスプールブラ ス)監査役就任(現任) 2013年12月 株式会社エスプールロジスティク ス監査役就任(現任) 2014年11月 株式会社エスプールセールスサ ポート監査役就任(現任) 2014年12月 当社社外監査役就任 2017年5月 当社社外取締役監査等委員就任 (現任) 2019年12月 株式会社エスプールリンク監査役 就任(現任) 2020年6月 ブルドットグリーン株式会社 監査役就任(現任) 2021年12月 株式会社エスプールグローバル 監査役就任(現任)	(注)4	3,000
取締役 (監査等委員)	松本 高一	1980年3月26日	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年1月 新光証券株式会社(現:みずほ証 券株式会社)入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサル ティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年8月 株式会社アンビグラム代表取締役 就任(現任) 2017年9月 株式会社ラバブルマーケティング グループ社外取締役就任(現任) デジタルデータソリューション株 式会社社外取締役監査等委員就任 (現任) 2018年8月 株式会社アッピア代表取締役就任 (現任) 2019年12月 株式会社リチカ社外監査役就任 (現任) 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネッ トワーク 社外監査役就任(現 任) 2020年12月 株式会社揚羽社外監査役就任(現 任) 2021年6月 株式会社ギミック社外監査役就任 (現任) 2021年12月 株式会社マイホーム社外監査役就任 (現任) 2022年2月 株式会社KOLテクノロジーズ社外取 締役(現任) 2022年4月 当社補欠監査等委員就任 2022年6月 フューチャーベンチャーキャピタ ル株式会社社外取締役監査等委員 就任(現任) 2023年4月 当社社外取締役監査等委員就任 (現任)	(注)4	-
					16,793,000

(注)1. 取締役、佐々木陽三朗、徐進、松本高一は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 佐々木 陽三朗、委員 徐 進、委員 松本 高一

なお、佐々木 陽三郎は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員をすることにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。

3. 2023年4月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2023年4月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役（監査等委員）1名を選任しております。補欠の取締役（監査等委員）の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
小島 圭介	1968年1月28日生	1991年4月 日本アセアン投資（現：日本アジア投資）株式会社入社 2000年9月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2002年9月 Jellyfish.株式会社（現：株式会社商業藝術）代表取締役就任 2006年10月 ヒューマン・ベース株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 2010年7月 当社社外監査役就任 2017年5月 当社社外取締役監査等委員就任 2018年3月 株式会社アット・オフィス（現：ハッチ・ワーク）社外取締役就任（現任）社外監査役就任（現任）	-

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を3名（うち、監査等委員である取締役3名）選任しております。

社外取締役の佐々木陽三郎氏は当社株式18,000株、徐進氏は当社株式3,000株を保有しておりますが、その他各社外取締役と当社との間に、当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の佐々木陽三郎は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外取締役の徐進は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

社外取締役の松本高一は、主に企業に対するコンサルティングや社外取締役ならびに監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために佐々木陽三朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は社外取締役3名(うち常勤監査等委員1名)で構成しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を月1回開催する他、必要に応じて随時開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	当事業年度の出席率	
		監査等委員会	取締役会
常勤監査等委員(社外取締役)	佐々木 陽三朗	100% (14/14回)	100% (23/23回)
監査等委員(社外取締役)	小島 圭介	100% (14/14回)	100% (23/23回)
監査等委員(社外取締役)	徐 進	100% (14/14回)	100% (23/23回)

監査等委員は、取締役会やその他重要な会議へ出席することによりコーポレート・ガバナンスのあり方やそれに基づき企業運営の状況を監視するとともに、常勤監査等委員を中心として、業務及び財産の状況調査等を行うことにより、取締役の業務執行を含む日常の業務内容を監査しております。当社グループでは監査等委員3名の全員が社外取締役であり、それぞれがこれまでに培った専門的経験を活かし、第三者的な観点より経営に関する監視、助言を行うことにより、監査体制の強化を図っております。

監査等委員は、取締役会に必ず出席し、意見又は質問を述べるとともに、面談等により取締役から業務執行の状況について聴取や報告を受け、また、重要書類の閲覧等を行うことで、実効性の高い経営の監視に取り組んでおります。

また、監査計画に基づく監査の他に、会計監査人や内部監査担当者5名(管理部4名、事業部1名)との情報交換を積極的に行い、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めるとともに、知識の共有も図っております。

内部監査の状況

当社グループは、未だ少人数による組織体制であるため、独立した内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査担当者は監査等委員及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、管理本部の責任者が兼務する内部監査責任者が、自己の属する部門を除く当社グループ全体をカバーする業務監査を実施し、代表取締役が任命する、管理本部以外に所属する内部監査担当者が管理本部の業務監査を実施し、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の維持改善を図っております。

会計監査の状況

a. 監査人の名称
三優監査法人

b. 継続監査期間
6年間

c. 業務を執行した公認会計士
指定社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史氏
指定社員 業務執行社員 公認会計士 宇野 公之氏

d. 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 3名、その他 5名

e. 監査法人選定方針と理由

当社は、監査の品質管理、監査担当者、コミュニケーション、監査報酬、業界に対する知見等の観点により適切な監査を行いうる監査法人を選定する方針としています。

この方針のもと、複数の監査法人について評価・検討を行った結果、現会計監査人である三優監査法人が当社にとって最も適切であると判断しました。また、同監査法人は、世界的に展開しているBDOグループと業務提携しており、国内外の会計・税務及び監査の知見がある人材、ネットワークが豊富であると認識しています。当社が海外進出を推進する中、この観点でも適任であると考え、同監査法人の再任を決議しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は監査法人に対して、独立性、不正の兆候やリスクに対する適切な対応の実効性、及び当社とのコミュニケーションの有効性、業務の効率性など、総合的に評価を行い、その職務遂行について問題ないと判断しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,300	-	25,950	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28,300	-	25,950	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(三優監査法人)に対する報酬(a.を除く)

当社の子会社である東百国際貿易(上海)有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するBDO China Shu Lun Pan CPAs LLPに対して監査報酬として3,508千円を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

重点監査項目、必要工数、担当メンバーの能力に対して適切な単価であるかを調査、検討したうえで決定する方針であります。

また、会社の経営状況の変化等により必要に応じて報酬額を再検討・変更することも妨げないものとしております。

報酬額については監査等委員会の同意を得て最終決定する手続きを実施しております。

e. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

上記決定方針、及び決定プロセスについて報告を受け、合理的な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針事項

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

1. 基本方針

当社の役員報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとし、

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、

3. 譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬については、株主総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの総枠を決定しております。

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期および中期の会社業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬は、短期および中期の会社業績を反映したインセンティブとし、連結営業利益にて業績評価を行い、役位、職責、在任年数に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

個人別の報酬額の監査等委員でない取締役については代表取締役が起案し、取締役6名（社外取締役3名を含む）で構成された取締役会において、透明性且つ公正な協議の上、取締役各人の報酬額を決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員3名（3名全員が社外取締役）で構成された監査等委員会において、透明性且つ公正な協議の上、監査等委員である取締役各人の報酬額を決定しております。

5. 報酬構成

報酬構成は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

	基本報酬	インセンティブ
報酬構成	固定報酬	譲渡制限付株式報酬
割合	80%程度	20%程度
支給形式	金銭	株式

(注) 1. インセンティブの業績評価指標には連結営業利益を用います。

2. 上記の図は一定の会社業績および当社株価より算出したイメージであり、会社業績の変動等により上記割合も変動します。

監査等委員である取締役及び社外取締役

	基本報酬
報酬構成 割合	固定報酬 100%
支給形式	金銭

6. 役員の報酬枠

. 固定報酬

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）として2017年5月26日開催の当社第9回定時株主総会において、決議いただいております。

- ・ 監査等委員である取締役

年額50,000千円以内として2017年5月26日開催の当社第9回定時株主総会において、決議いただいております。

なお、当社は定款にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を8名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めており、同決議日時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。また、この有価証券報告書の提出日（2023年4月25日）現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名となっております。

. 譲渡制限付株式報酬

- ・ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

年額200,000千円以内、交付する当社株式数年500,000株以内として2021年5月26日開催の当社第13回定時株主総会において、決議いただいております。

なお、当社は定款にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を8名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めており、同決議日時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名、監査等委員である取締役及び社外取締役の員数は4名であります。また、この有価証券報告書の提出日（2023年4月25日）現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 等の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く）	74,430	74,430	-	3
社外役員	9,000	9,000	-	4

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

4. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社には使用人兼務役員がおりませんので、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分および基準の考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のとおりの基準で区分しております。

(純投資目的である投資株式)

もっぱら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式と区分しておりますが、純投資目的の投資株式は保有しておりません。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

資本業務提携によるシナジー効果の創出や取引関係の強化を目的とする投資株式と区分しておりますが、当連結会計年度末において純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な視点で、当社グループの経営におけるシナジー効果の創出や取引関係の強化の発現可能性を検討し、企業価値向上につながると判断した場合にのみ保有する方針であり、定期的に投資先の事業活動及び業績をモニタリングすることで、経済的合理性を検証しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

当連結会計年度末において、純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社は、2021年5月26日開催の第13期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を2月末日から1月末日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は、2021年3月1日から2022年1月末日までの11カ月間となっております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年2月1日から2023年1月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年2月1日から2023年1月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について適時に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修に適宜参加し、定期的に会計基準の検討を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,145,275	2,504,646
売掛金	1,047,401	1,233,871
商品	2,103,404	2,641,633
未収還付法人税等	4,369	-
その他	187,826	142,405
流動資産合計	6,488,276	6,522,557
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,610,003	2,890,429
減価償却累計額	635,922	893,280
建物及び構築物(純額)	1,974,081	1,997,148
工具、器具及び備品	224,940	233,144
減価償却累計額	90,735	130,846
工具、器具及び備品(純額)	134,205	102,297
建設仮勘定	11,735	-
使用権資産	1,241,734	1,003,859
有形固定資産合計	3,361,757	3,103,305
無形固定資産		
ソフトウェア	76,720	65,088
ソフトウェア仮勘定	550	-
無形固定資産合計	77,270	65,088
投資その他の資産		
繰延税金資産	113,521	122,641
差入保証金	1,485,178	1,366,467
その他	21,918	15,570
投資その他の資産合計	1,620,618	1,504,680
固定資産合計	5,059,645	4,673,073
資産合計	11,547,922	11,195,631
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,017,114	862,485
短期借入金	-	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,205,386	819,864
未払費用	604,460	581,062
未払法人税等	315,039	201,118
リース債務	649,573	565,687
契約負債	-	87,385
賞与引当金	48,369	62,102
ポイント引当金	95,249	-
その他	288,126	308,720
流動負債合計	4,223,319	4,588,425
固定負債		
長期借入金	747,638	697,225
リース債務	613,012	464,506
資産除去債務	59,359	79,107
固定負債合計	1,420,010	1,240,839
負債合計	5,643,330	5,829,264

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	564,537	564,537
資本剰余金	863,306	863,306
利益剰余金	5,815,241	5,273,731
自己株式	1,359,240	1,361,785
株主資本合計	5,883,845	5,339,790
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	14,746	18,576
その他の包括利益累計額合計	14,746	18,576
新株予約権	6,000	8,000
純資産合計	5,904,592	5,366,366
負債純資産合計	11,547,922	11,195,631

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
売上高	17,618,447	19,181,858
売上原価	8,362,546	9,572,386
売上総利益	9,255,901	9,609,472
販売費及び一般管理費	8,309,176	9,394,440
営業利益	946,724	215,032
営業外収益		
受取利息及び配当金	843	91
為替差益	168,833	75,291
助成金収入	4,275	20,958
その他	6,201	13,312
営業外収益合計	180,153	109,654
営業外費用		
支払利息	39,501	55,629
支払手数料	4,704	1,500
その他	589	2,089
営業外費用合計	44,795	59,218
経常利益	1,082,081	265,467
特別利益		
固定資産受贈益	68,935	-
雇用調整助成金	43,716	-
補助金収入	19,662	-
新株予約権戻入益	240	-
特別利益合計	132,554	-
特別損失		
減損損失	99,352	262,631
店舗解約損失	-	211,889
臨時休業等による損失	37,979	-
その他	-	204
特別損失合計	137,331	474,725
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,077,304	209,257
法人税、住民税及び事業税	333,297	338,531
法人税等調整額	18,734	8,268
法人税等合計	314,563	330,263
当期純利益又は当期純損失()	762,741	539,521
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	762,741	539,521

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
当期純利益又は当期純損失 ()	762,741	539,521
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	6,555	3,829
その他の包括利益合計	6,555	3,829
包括利益	769,297	535,691
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	769,297	535,691

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	409,874	393,874	5,052,500	2,655,040	3,201,208
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	409,874	393,874	5,052,500	2,655,040	3,201,208
当期変動額					
新株の発行	154,663	154,663			309,327
親会社株主に帰属する当期純利益			762,741		762,741
自己株式の取得					
自己株式の処分		314,769		1,295,800	1,610,569
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	154,663	469,432	762,741	1,295,800	2,682,637
当期末残高	564,537	863,306	5,815,241	1,359,240	5,883,845

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定		
当期首残高	8,190	9,525	3,218,923
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,190	9,525	3,218,923
当期変動額			
新株の発行			309,327
親会社株主に帰属する当期純利益			762,741
自己株式の取得			
自己株式の処分			1,610,569
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,555	3,525	3,030
当期変動額合計	6,555	3,525	2,685,668
当期末残高	14,746	6,000	5,904,592

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	564,537	863,306	5,815,241	1,359,240	5,883,845
会計方針の変更による 累積的影響額			1,988		1,988
会計方針の変更を反映し た当期首残高	564,537	863,306	5,813,253	1,359,240	5,881,857
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失()			539,521		539,521
自己株式の取得				2,545	2,545
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	539,521	2,545	542,066
当期末残高	564,537	863,306	5,273,731	1,361,785	5,339,790

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定		
当期首残高	14,746	6,000	5,904,592
会計方針の変更による 累積的影響額			1,988
会計方針の変更を反映し た当期首残高	14,746	6,000	5,902,603
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失()			539,521
自己株式の取得			2,545
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,829	2,000	5,829
当期変動額合計	3,829	2,000	536,237
当期末残高	18,576	8,000	5,366,366

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,077,304	209,257
減価償却費	739,820	1,138,650
ソフトウェア償却費	22,319	28,013
減損損失	99,352	262,631
店舗解約損失	-	211,889
臨時休業等による損失	5,724	-
賞与引当金の増減額(は減少)	10,741	13,648
ポイント引当金の増減額(は減少)	13,171	95,249
契約負債の増加額(は減少)	-	87,385
受取利息及び受取配当金	843	91
支払利息	39,501	55,629
固定資産受贈益	68,935	-
雇用調整助成金	43,716	-
補助金収入	19,662	-
新株予約権戻入益	240	-
売上債権の増減額(は増加)	243,537	180,108
棚卸資産の増減額(は増加)	448,000	503,211
仕入債務の増減額(は減少)	216,056	207,673
未払費用の増減額(は減少)	53,487	25,565
その他	191,494	55,412
小計	802,592	632,102
利息及び配当金の受取額	843	91
利息の支払額	39,482	55,601
雇用調整助成金の受取額	43,716	-
補助金の受取額	19,662	-
店舗解約に伴う違約金の支払額	-	63,226
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	56,568	448,952
営業活動によるキャッシュ・フロー	883,901	64,414
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	968,704	761,632
ソフトウェアの取得による支出	38,864	16,302
資産除去債務の履行による支出	21,186	47,574
差入保証金の差入による支出	584,827	96,620
差入保証金の回収による収入	36,254	194,032
その他	15,486	2,797
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,592,814	730,895
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	1,100,000
長期借入れによる収入	1,000,000	800,000
長期借入金の返済による支出	1,251,550	1,235,934
リース債務の返済による支出	437,949	668,390
株式の発行による収入	306,042	-
新株予約権の発行による収入	7,545	500
自己株式の処分による収入	1,598,319	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,222,406	3,825
現金及び現金同等物に係る換算差額	26,070	29,678
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	539,564	640,628
現金及び現金同等物の期首残高	2,605,711	3,145,275
現金及び現金同等物の期末残高	1,314,527	1,250,464

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社名

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.
東百国際貿易(上海)有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東百国際貿易(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。
連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.の決算日は、連結会計年度と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・ 商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社は、建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)は定額法を、その他は定率法を採用しております。また、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年~15年
工具、器具及び備品 5年~10年

ロ. 使用权資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
なお、中国連結子会社は、IFRS第16号を適用し、リースの借手については、原則としてすべてのリースについて資産及び負債を認識しております。

ハ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に一般消費者向けの衣料品販売であり、実店舗並びにEC(インターネット)で販売をしており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、EC販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が概ね3日程度の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

当社が運営するポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 商品の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	2,103,404	2,641,633

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価については、商品をブランド別・保有期間別に分類したうえで、将来の販売又は処分等による損失発生見込額を、当連結会計年度における赤字販売額の期首在庫に対する比率及び滞留在庫の販売消化率に基づき算定しております。滞留の判定においては、過去の販売実績等に基づき、保有期間が一定の期間内にある商品は営業循環過程にあると仮定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、2024年1月期以降も同感染症の影響が継続するものの、売上は一定程度回復するとの仮定を置いて見積りを行っております。

なお、今後の市場環境等の変化により、見積りに用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において追加の帳簿価額の切下げが発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	3,361,757	3,103,305
うち店舗設備	3,184,751	2,933,082

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、店舗資産については店舗を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合や閉店の決定があった場合等、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、店舗別の事業計画に基づいて算定しており、重要な仮定は将来の売上予測であります。なお、日本国内の店舗においては、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、2024年1月期においては、訪日外国人客の売上についても徐々に回復していくとの仮定を置いております。また、中国本土においてはゼロコロナ政策によるロックダウン及びゼロコロナ政策解除後の感染症拡大により、当連結会計年度は大きな影響を受けましたが、2024年1月期においては、同感染症の影響は一定程度あるものの、売上は回復していくとの仮定を置いております。

将来キャッシュ・フローの見積りの仮定には不確実性が伴うため、当初見込んでいた売上が得られなかった場合等、見積りの前提条件に変更があった場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

「自社ポイントに係る収益認識」

顧客への販売に伴って付与する自社ポイントを従来は販売促進費として「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、顧客への販売とは別個の履行義務(契約負債)として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に認識する方法に変更しております。

「クーポンに係る収益認識」

顧客への販売におけるクーポン利用について、従来は総額を収益として認識し、値引き額を販売促進費として「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「ポイント引当金の増減額(は減少)」は、当連結会計年度より「契約負債の増加額(は減少)」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が405,660千円減少、営業利益が5,899千円減少、経常利益が5,899千円減少、税金等調整前当期純損失が4,129千円増加しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純損失は4,129千円増加しております。

また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は1,988千円減少、純資産が1,988千円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であり、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準 第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(追加情報)

該当事項はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響に関する一定の仮定につきましては、「(重要な会計上の見積り)(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	1,100,000千円
借入実行残高	-	1,100,000
差引額	800,000	-

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
	50,080千円	101,144千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
地代家賃	2,101,831千円	2,541,122千円
販売手数料	906,302千円	995,756千円
給与及び手当	1,574,344千円	1,754,290千円
賞与	40,079千円	61,570千円
賞与引当金繰入額	48,369千円	50,617千円
減価償却費	739,820千円	1,138,650千円

4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年1月31日）

場所	用途	種類	減損損失
愛知県	主に賃貸商業 計2店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	44,377千円
福岡県	主に賃貸商業 計1店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	11,068千円
大阪府	主に賃貸商業 計1店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	26,462千円
神奈川県	主に賃貸商業 計1店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	17,443千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

これらの資産グループのうち、上記の前連結会計年度に移転及び退店を決定した店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、愛知県44,377千円（内、建物40,331千円、その他4,045千円）、福岡県11,068千円（内、建物9,285千円、その他1,782千円）、大阪府26,462千円（内、建物22,727千円、その他3,735千円）及び神奈川県17,443千円（内、建物15,617千円、その他1,826千円）であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率については将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であり、金額的影響が僅少なため、割引計算は行っておりません。

当連結会計年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都（国内）	主に賃貸商業 計2店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	40,362千円
神奈川県（国内）	主に賃貸商業 計1店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	15,489千円
中国（海外）	主に賃貸商業 計11店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	206,779千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

これらの資産グループのうち、上記の前連結会計年度に移転及び退店を決定した店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、東京都40,362千円（内、建物35,061千円、その他5,300千円）、神奈川県15,489千円（内、建物13,436千円、その他2,052千円）、及び中国206,779千円（内、建物192,229千円、工具、器具及び備品10,779千円、その他3,770千円）であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引率については将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であり、金額的影響が僅少なため、割引計算は行っておりません。

5 店舗解約損失

新型コロナウイルス感染症の影響による不採算店舗の撤退に伴う違約金として、店舗解約損失211,889千円を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	6,555千円	3,829千円
組替調整額	- 千円	- 千円
税効果調整前	6,555千円	3,829千円
税効果額	- 千円	- 千円
為替換算調整勘定	6,555千円	3,829千円
その他の包括利益合計	6,555千円	3,829千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	47,662,800	831,000	-	48,493,800
合計	47,662,800	831,000	-	48,493,800
自己株式				
普通株式(注2)	5,122,418	-	2,500,000	2,622,418
合計	5,122,418	-	2,500,000	2,622,418

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使によるものです。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、新株予約権の権利行使による自己株式の処分によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,000
	第8回新株予約権	普通株式	-	2,500,000	2,500,000	-	-
合計		-	-	2,500,000	2,500,000	-	6,000

第8回新株予約権の増加は、発行によるものです。また、減少は、新株予約権の権利行使によるものです。

第8回新株予約権の権利行使により、自己株式2,500,000株を処分しています。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	48,493,800	-	-	48,493,800
合計	48,493,800	-	-	48,493,800
自己株式				
普通株式(注1)	2,622,418	5,000	-	2,627,418
合計	2,622,418	5,000	-	2,627,418

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、2023年1月16日開催の取締役会決議に基づき、執行役員退職に伴う無償取得によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8,000
合計		-	-	-	-	-	8,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,732	2	2023年1月31日	2023年4月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金勘定	3,145,275千円	2,504,646千円
現金及び現金同等物	3,145,275千円	2,504,646千円

2. 重要な非資金取引の内容

新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
使用权資産	1,634,936千円	430,179千円
リース債務	1,634,936千円	430,179千円

(リース取引関係)

(借主側)

1.ファイナンス・リース取引

使用権資産

使用権資産の内容

主として、店舗賃貸であります。

使用権資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
1年内	628,931	582,679
1年超	1,042,596	488,031
合計	1,671,528	1,070,711

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として流動性・安全性に優れた金融資産で運用しております。
デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手デベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産賃貸借等物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部または全額が回収出来ないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	1,485,178	1,445,805	39,372
資産計	1,485,178	1,445,805	39,372
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	1,953,024	1,953,089	65
(2) リース債務 (流動と固定の合算)	1,262,586	1,263,288	702
負債計	3,215,610	3,216,378	767

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	1,366,467	1,307,808	58,658
資産計	1,366,467	1,307,808	58,658
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	1,517,089	1,515,387	1,701
(2) リース債務(流動と固定の合算)	1,030,194	1,028,068	2,125
負債計	2,547,283	2,543,456	3,827

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,145,275	-	-	-
売掛金	1,047,401	-	-	-
差入保証金	76,857	509,579	853,631	45,110
合計	4,269,534	509,579	853,631	45,110

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,504,646	-	-	-
売掛金	1,233,871	-	-	-
差入保証金	15,754	477,770	872,941	-
合計	3,754,273	477,770	872,941	-

(注2) 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,205,386	553,200	194,438	-	-	-
リース債務	649,573	423,463	161,821	27,727	-	-
合計	1,854,959	976,663	356,259	27,727	-	-

当連結会計年度（2023年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	819,864	461,064	236,160	-	-	-
リース債務	565,687	317,477	101,857	26,578	18,593	-
合計	2,485,551	778,542	338,017	26,578	18,593	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年1月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	1,307,808	-	1,307,808
資産計	-	1,307,808	-	1,307,808
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	-	1,515,387	-	1,515,387
リース債務（流動と固定の合算）	-	1,028,068	-	1,028,068
負債計	-	2,543,456	-	2,543,456

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

負債

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) リース債務（流動と固定の合算）

リース債務の時価については、その将来キャッシュ・フローを中国人民銀行が公表するローンプライムレート（以下、LPR）の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、対応する残存期間のLPRが負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2020年3月13日	2022年4月6日
付与対象者の区分及び人数	当社役員 3名	当社役員 2名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 2,300,000株	普通株式 2,000,000株
付与日	2020年3月31日	2022年4月21日
権利確定条件	(注1)	(注2)
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2020年3月31日 至 2030年3月30日	自 2022年4月21日 至 2027年4月20日

(注) 1. 第7回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 第9回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
決議年月日	2020年3月13日	2022年4月6日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	2,000,000
失効	-	-
権利確定	-	2,000,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	2,000,000	-
権利確定	-	2,000,000
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	2,000,000	2,000,000

単価情報

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
決議年月日	2020年3月13日	2022年4月6日
権利行使価額 (円)	233	408
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	3	1

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	61.76%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	-
無リスク利率 (注) 4	0.03%

(注) 1. 満期までの期間に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日から権利行使期間終了日までの期間であります。

3. 評価時点において配当実績がないため、-としております。

4. 満期までの期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	14,561千円	18,935千円
未払社会保険料	3,341	3,325
ポイント引当金	27,487	
契約負債		26,753
未払事業税	20,666	15,947
未払事業所税	3,288	3,902
棚卸資産評価損	14,596	30,304
減価償却超過額	29,212	16,875
一括償却資産償却超過額	6,592	4,982
敷金	20,724	22,275
資産除去債務	4,300	21,894
減損損失	5,022	52,721
店舗解約損失		51,667
その他	606	3,737
繰越欠損金(注2)	23,176	245,605
繰延税金資産小計	173,579	518,929
評価性引当額(繰越欠損金)	23,176	245,605
評価性引当額(繰越欠損金以外)	35,588	148,549
評価性引当額小計(注1)	58,765	394,155
繰延税金資産合計	114,813	124,774
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,291	2,132
繰延税金負債	1,291	2,132
繰延税金資産の純額	113,521	122,641

(注) 1. 評価性引当額が335,389千円増加しております。この増加の主な内容は、当社と連結子会社(東百国際貿易(上海)有限公司)において減損損失に係る評価性引当額52,721千円、店舗解約損失51,667千円を認識したこと、および連結子会社(TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.と東百国際貿易(上海)有限公司)において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額245,605千円を追加的に認識したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	当期末残高
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	23,176	23,176千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	23,176	23,176千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	当期末残高
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	221,657	23,947	245,605千円
評価性引当額	-	-	-	-	221,657	23,947	245,605千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社及び連結子会社は本社建物及び各店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、退去時における原状回復費用等の見積り額が差入保証金の額を超えない店舗に関しては、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	地域別			合計
	日本	香港	中国	
実店舗	11,306,672	469,357	2,059,521	13,835,550
EC	5,286,866		2,139	5,289,006
その他(注)	57,301			57,301
顧客との契約から生じる収益	16,650,840	469,357	2,061,661	19,181,858
その他の収益				
外部顧客への売上高	16,650,840	469,357	2,061,661	19,181,858

(注)「その他」の区分は販路に含まれない催事(ファミリーセール等)の売上高であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)3.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行业務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,047,401
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,233,871
契約負債(期首残高)	94,440
契約負債(期末残高)	87,385

契約負債は主に、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、94,440千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2021年3月1日 至2022年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	香港	中国	合計
14,494,966	452,671	2,670,809	17,618,447

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	香港	中国	合計
1,343,466	34,050	1,984,239	3,361,757

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自2022年2月1日 至2023年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	香港	中国	合計
16,650,840	469,357	2,061,661	19,181,858

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	香港	中国	合計
1,424,451	24,944	1,653,909	3,103,305

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

(固定資産に係る重要な減損損失)

前連結会計年度

「衣料品販売事業」において、99,352千円の減損損失を計上しております。

当連結会計年度

「衣料品販売事業」において、262,631千円の減損損失を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年1月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	谷 正人	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接22.7%	-	ストック・オプ ションの権利行使	131,364	-	-
役員	高嶋 耕太郎	-	-	当社取締役 (注2)	-	-	ストック・オプ ションの権利行使	54,451	-	-

(注1) スtock・オプションの権利行使は、2016年8月26日開催の取締役会決議に付与された第4回ストック・オプション及び2020年3月13日開催の取締役会決議に付与された第8回ストック・オプションうち、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2) 高嶋耕太郎氏は2021年5月26日に取締役を退任したため、関連当事者に該当しなくなっております。また、議決権等の所有(被所有)割合(-%)は、退任時のものを記載しております。

当連結会計年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり純資産額	128.59円	116.83円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	17.15円	11.76円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16.64円	-円

(注) 1.当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	762,741	539,521
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は普通株式に係る 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	762,741	539,521
普通株式の期中平均株式数(株)	44,474,223	45,871,368
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,364,280	-
(うち新株予約権(株))	(1,364,280)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	1,100,000	0.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,205,386	819,864	0.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	649,573	565,687	3.8	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	747,638	697,225	0.3	2024年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	613,012	464,506	3.8	2024年～2027年
合計	3,215,610	3,647,283	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	461,064	236,160	-	-
リース債務	317,477	101,857	26,578	18,593

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,348,549	8,896,057	13,325,202	19,181,858
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期 (当期)純損失() (千円)	176,001	168,854	396,501	209,257
親会社株主に帰属する四半 期純利益又は親会社株主に 帰属する四半期(当期)純 損失() (千円)	79,833	514	608,067	539,521
1株当たり四半期 純利益又は1株当たり四半 期(当期)純損失() (円)	1.74	0.01	13.26	11.76

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期純損失 () (円)	1.74	1.75	13.24	1.49

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,804,452	2,355,428
売掛金	1,110,379	1,437,944
商品	1,456,172	2,186,560
関係会社未収入金	1,261,900	1,805,451
その他	1,213,383	1,148,483
流動資産合計	6,846,289	7,933,870
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,659,588	1,830,394
減価償却累計額	446,352	502,516
建物(純額)	1,213,236	1,327,878
構築物	16,200	16,200
減価償却累計額	194	1,360
構築物(純額)	16,005	14,839
工具、器具及び備品	187,379	198,914
減価償却累計額	84,044	117,180
工具、器具及び備品(純額)	103,335	81,733
建設仮勘定	10,888	-
有形固定資産合計	1,343,466	1,424,451
無形固定資産		
ソフトウェア	75,409	64,118
ソフトウェア仮勘定	550	-
無形固定資産合計	75,959	64,118
投資その他の資産		
関係会社株式	138,720	138,720
関係会社長期貸付金	500,000	605,000
繰延税金資産	113,521	122,641
差入保証金	1,081,224	993,834
その他	19,371	13,498
投資その他の資産合計	1,852,837	1,873,695
固定資産合計	3,272,264	3,362,265
資産合計	10,118,553	11,296,135
負債の部		
流動負債		
買掛金	977,677	828,590
短期借入金	-	2,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,205,386	819,864
未払費用	584,457	571,071
未払法人税等	315,039	201,118
契約負債	-	87,385
賞与引当金	47,359	61,252
ポイント引当金	95,249	-
その他	77,388	124,187
流動負債合計	3,302,556	3,793,469
固定負債		
長期借入金	747,638	697,225
資産除去債務	9,245	13,089
固定負債合計	756,883	710,314
負債合計	4,059,440	4,503,783

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	564,537	564,537
資本剰余金		
資本準備金	548,537	548,537
その他資本剰余金	314,769	314,769
資本剰余金合計	863,306	863,306
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,984,509	6,718,293
利益剰余金合計	5,984,509	6,718,293
自己株式	1,359,240	1,361,785
株主資本合計	6,053,113	6,784,352
新株予約権	6,000	8,000
純資産合計	6,059,113	6,792,352
負債純資産合計	10,118,553	11,296,135

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
売上高	2 15,069,765	2 17,214,022
売上原価	7,361,023	8,661,527
売上総利益	7,708,741	8,552,495
販売費及び一般管理費	1, 2 6,944,582	1, 2 7,471,255
営業利益	764,159	1,081,240
営業外収益		
受取利息	2 570	2 1,240
受取配当金	30	30
為替差益	127,333	17,897
助成金収入	4,275	17,146
その他	2,674	7,879
営業外収益合計	134,883	44,193
営業外費用		
支払利息	2,167	3,124
その他	5,280	2,930
営業外費用合計	7,447	6,055
経常利益	891,595	1,119,378
特別利益		
固定資産受贈益	68,935	-
雇用調整助成金	43,716	-
新株予約権戻入益	240	-
補助金収入	19,662	-
特別利益合計	132,554	-
特別損失		
減損損失	99,352	55,851
臨時休業等による損失	37,979	-
その他	-	204
特別損失合計	137,331	56,056
税引前当期純利益	886,817	1,063,322
法人税、住民税及び事業税	313,029	335,818
法人税等調整額	20,304	8,268
法人税等合計	292,725	327,550
当期純利益	594,092	735,772

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
			自己株式処分差益		繰越利益剰余金	
当期首残高	409,874	393,874		393,874	5,390,416	5,390,416
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	409,874	393,874		393,874	5,390,416	5,390,416
当期変動額						
新株の発行	154,663	154,663		154,663		
当期純利益					594,092	594,092
自己株式の取得						
自己株式の処分			314,769	314,769		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	154,663	154,663	314,769	469,432	594,092	594,092
当期末残高	564,537	548,537	314,769	863,306	5,984,509	5,984,509

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,655,040	3,539,124	9,525	3,548,649
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,655,040	3,539,124	9,525	3,548,649
当期変動額				
新株の発行		309,327		309,327
当期純利益		594,092		594,092
自己株式の取得				
自己株式の処分	1,295,800	1,610,569		1,610,569
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,525	3,525
当期変動額合計	1,295,800	2,513,988	3,525	2,510,463
当期末残高	1,359,240	6,053,113	6,000	6,059,113

当事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
		自己株式処分差益	繰越利益剰余金			
当期首残高	564,537	548,537	314,769	863,306	5,984,509	5,984,509
会計方針の変更による累積的影響額					1,988	1,988
会計方針の変更を反映した当期首残高	564,537	548,537	314,769	863,306	5,982,521	5,982,521
当期変動額						
新株の発行						
当期純利益					735,772	735,772
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	735,772	735,772
当期末残高	564,537	548,537	314,769	863,306	6,718,293	6,718,293

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,359,240	6,053,113	6,000	6,059,113
会計方針の変更による累積的影響額		1,988		1,988
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,359,240	6,051,124	6,000	6,057,124
当期変動額				
新株の発行				
当期純利益		735,772		735,772
自己株式の取得	2,545	2,545		2,545
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,000	2,000
当期変動額合計	2,545	733,227	2,000	735,227
当期末残高	1,361,785	6,784,352	8,000	6,792,352

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く) 定額法を採用しております。

その他

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

構築物 14年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に一般消費者向けの衣料品販売であり、実店舗並びにEC(インターネット)で販売をしており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、EC販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が概ね3日程度の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

当社が運営するポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 商品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	1,456,172	2,186,560

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1.商品の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	1,343,466	1,424,451
うち店舗設備	1,166,460	1,254,228

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

3. 関係会社に対する投融資評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	138,720	138,720
関係会社未収入金	1,261,900	1,805,451
関係会社長期貸付金	500,000	605,000
その他の短期金銭債権	-	341,654

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、時価を把握することは極めて困難なため、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。また、関係会社未収入金等の債権は、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して回収可能性を判断し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

当社の子会社であるTOKYO BASE HONG KONG., Ltd.及び東百国際貿易(上海)有限公司に対する投融資の評価にあたっては、当該子会社の事業計画及び財政状態等を考慮して評価を行った結果として、関係会社株式の減損処理や関係会社未収入金等の債権に対する貸倒引当金の計上は不要と判断しております。事業計画の重要な仮定は将来の売上予測であります。中国本土においてはゼロコロナ政策によるロックダウンやゼロコロナ政策解除後の感染拡大により売上が大きく減少したため、東百国際貿易(上海)有限公司の財政状態が悪化しておりますが、2024年1月期においては、同感染症の影響は一定程度あるものの、売上は回復していくとの仮定を置いております。事業計画は将来の不確実な経済状況等の影響を受けるため、当該子会社の業績が悪化した場合には、関係会社株式の減損処理及び関係会社未収入金等の債権に対する貸倒引当金が必要となる可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

「自社ポイントに係る収益認識」

顧客への販売に伴って付与する自社ポイントを従来は販売促進費として「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、顧客への販売とは別個の履行義務(契約負債)として識別し、顧客から受け取る対価を当該履行義務に配分したのち、顧客がポイントを行使した際に認識する方法に変更しております。

「クーポンに係る収益認識」

顧客への販売におけるクーポン利用について、従来は総額を収益として認識し、値引き額を販売促進費として「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高が405,660千円減少、営業利益が5,899千円減少、経常利益が5,899千円減少、税引前当期純利益が4,129千円減少しております。

また、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高は1,988千円減少、純資産が1,988千円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であり、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準 第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
短期金銭債権	267,684千円	341,654千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	1,100,000千円
借入実行残高	-	1,100,000
差引額	800,000	-

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82%、当事業年度88%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度18%、当事業年度12%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
地代家賃	1,750,935千円	2,115,433千円
販売手数料	1,125,255	1,230,264
役員報酬	77,850	83,430
給与及び手当	1,451,634	1,649,772
賞与	25,587	59,062
賞与引当金繰入額	47,359	61,252
減価償却費	168,125	239,124

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
営業取引による取引高		
売上高	122,127千円	93,825千円
販売費及び一般管理費	226,335	234,678
営業取引以外の取引による取引高	559	1,216

(有価証券関係)

前事業年度(2022年1月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2022年1月31日)
子会社株式	138,720

当事業年度(2023年1月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2023年1月31日)
子会社株式	138,720

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 1 月31日)	当事業年度 (2023年 1 月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	14,503千円	18,758千円
未払社会保険料	3,341	3,325
ポイント引当金	27,487	-
未払事業税	20,666	15,947
未払事業所税	3,288	3,902
棚卸資産評価損	14,596	30,304
契約負債	-	26,753
減価償却超過額	19,499	13,592
一括償却資産償却超過額	6,592	4,982
敷金	20,724	22,275
資産除去債務	2,831	4,008
減損損失	4,230	2,299
その他	606	3,737
繰延税金資産小計	138,369	149,888
評価性引当額	23,555	25,113
繰延税金資産合計	114,813	124,774
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,291	2,132
繰延税金負債合計	1,291	2,132
繰延税金資産の純額	113,521	122,641

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 1 月31日)	当事業年度 (2023年 1 月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	-
交際費等永久に損金に算入され ない項目	0.0%	-
住民税均等割	1.3%	-
評価性引当額の増減	0.4%	-
その他	0.7%	-
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	33.0%	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,659,588	356,263	185,457 (45,055)	1,830,394	502,516	196,567	1,327,878
構築物	16,200	-	-	16,200	1,360	1,166	14,839
工具、器具及び備品	187,379	23,437	11,902 (3,443)	198,914	117,180	41,391	81,733
建設仮勘定	10,888	-	10,888	-	-	-	-
有形固定資産計	1,874,057	379,701	208,248 (48,498)	2,045,509	621,058	239,124	1,424,451
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	155,368	91,249	27,593	64,118
無形固定資産計	-	-	-	155,368	91,249	27,593	64,118

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額 (千円)	THE TOKYO 表参道店	71,534	PUBLIC TOKYO 丸の内店	42,262
		UNITED TOKYO 名古屋店	40,668	STUDIOUS MENS 池袋店	32,802
		H THE TOKYO 阪急 MENS 大阪店	31,954	UNITED TOKYO 横浜店	30,744
		STUDIOUS 原宿本店	29,505	A+ TOKYO 池袋店	28,742
		UNITED TOKYO 日本橋店	21,674	STUDIOUS 南堀江店	20,501
	減少額 (千円)	本社	36,374	UNITED TOKYO 福岡店	30,261
		UNITED TOKYO 横浜店	25,325	STUDIOUS WOMENS 二子玉川店	21,845
		STUDIOUS 原宿本店	20,928	UNITED TOKYO 名古屋店	18,189
STUDIOUS 南堀江店		16,493	STUDIOUS MENS 池袋店	16,037	

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 「当期減少」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	47,359	61,252	47,359	61,252
ポイント引当金	95,249	-	95,249	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月1日から1月31日まで
定時株主総会	4月中
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	7月31日、1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.tokyobase.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第14期)(自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)2022年4月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第14期)(自 2021年3月1日 至 2022年1月31日)2022年4月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第15期第1四半期)(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)2022年6月14日関東財務局長に提出

(第15期第2四半期)(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)2022年9月14日関東財務局長に提出

(第15期第3四半期)(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)2022年12月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年4月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(第9回新株予約権発行)に基づく臨時報告であります。

2022年4月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告であります。

2022年11月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(経営成績及びキャッシュ・フロー)に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2022年4月22日関東財務局長に提出

2022年4月6日提出の臨時報告書企業(第9回新株予約権発行)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年4月25日

株式会社TOKYO BASE

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 齋藤 浩史

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 宇野 公之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内店舗に係る固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されている有形固定資産には、日本国内で店舗展開する株式会社TOKYO BASEの店舗資産1,254,228千円が含まれており、連結総資産の11.2%を占めている。</p> <p>店舗資産については店舗を単位として資産のグルーピングを行っており、営業活動による損益が継続してマイナスとなった場合や閉店の決定があった場合等において、当該店舗に減損の兆候があると判断している。減損の兆候が識別された店舗については、店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と店舗資産の帳簿価額との比較を行い、減損損失の認識の要否を判定している。</p> <p>日本国内の店舗においては、新型コロナウイルスの影響から回復しつつあるものの、訪日外国人客への売上の回復が前期末の事業計画よりも遅れたこと等により一部の店舗において減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づき減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、割引前将来キャッシュ・フローは、店舗別の事業計画に基づいて算定されており、その重要な仮定は将来の売上予測であるが、日本国内の店舗については、新型コロナウイルスの影響が緩和され、2024年1月期の訪日外国人客への売上は徐々に回復していくとの仮定を置いている。</p> <p>当該仮定には不確実性を伴い、経営者による判断が店舗資産の減損の認識の判定に重要な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、店舗資産の減損を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、国内店舗に係る固定資産の減損損失の認識の判定における店舗別の売上予測の合理性を評価するために、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の事業計画及び新型コロナウイルス感染症の影響等について、経営者等に質問した。 ・将来キャッシュ・フローの前提となっている事業計画について、取締役会によって承認された翌年度の予算との整合性を検討した。 ・過年度の事業計画と実績を比較し、将来キャッシュ・フローの前提となっている事業計画の見積りの精度を評価した。 ・訪日外国人客への売上の回復見込については、2023年1月期第4四半期の訪日外国人向け売上額の確認及び外部情報等を踏まえ合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TOKYO BASEの2023年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社TOKYO BASEが2023年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び運用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社TOKYO BASE

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 宇野 公之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2022年2月1日から2023年1月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASEの2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

中国子会社に対する投資及び債権の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、貸借対照表には香港子会社TOKYO BASE HONG KONG, Ltd.及び中国子会社である東百国際貿易（上海）有限公司に対する関係会社株式138,720千円、関係会社未収入金1,805,451千円、関係会社長期貸付金605,000千円及びその他の短期金銭債権341,654千円が計上されており、これらの合計額は総資産の25.6%を占めている。</p> <p>関係会社株式については、実質価額が取得価額に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしており、また、関係会社未収入金等の債権については、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して回収可能性を判断し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしている。</p> <p>中国本土におけるゼロコロナ政策によるロックダウンやゼロコロナ政策解除後の感染拡大により、東百国際貿易（上海）有限公司の財政状態は悪化しているが、会社は当該子会社の事業計画を考慮して評価を行った結果、関係会社株式の減損処理及び関係会社未収入金等の債権に対する貸倒引当金の計上は不要と判断している。</p> <p>東百国際貿易（上海）有限公司の事業計画は、新型コロナウイルスの影響が減少し、翌年度においては、同感染症の影響は一定程度あるものの、売上は回復していくとの仮定を置いているが、当該仮定には不確実性が伴い、経営者による判断が関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社未収入金等の債権の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>以上から、当監査法人は、中国子会社に対する投資及び債権の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、中国子会社に対する投資及び債権の評価の妥当性を検討するため、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び債権の回収可能性の判断の基礎となる東百国際貿易（上海）有限公司の事業計画及びその主要な仮定について、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画における主要な仮定、中国本土における新型コロナウイルス感染症の状況、直近の業績等について、会社及び中国子会社の経営者に質問した。 ・事業計画について、会社の取締役会によって承認された翌年度の予算との整合性を検討した。 ・過年度の事業計画と実績を比較し、事業計画の見積りの精度を評価した。 ・中国本土における新型コロナウイルスの影響について、外部情報等との整合性を確認した。 ・事業計画に含まれる主要ブランドの店舗別の売上額について、過去実績からの趨勢分析を実施した。

店舗に係る固定資産の減損
<p>貸借対照表において計上されている有形固定資産には店舗資産1,254,228千円が含まれており、当該金額は総資産の11.1%を占めている。</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（国内店舗に係る固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。